

【第137回判決研究会】

2003年2月14日

テーマ： 野外科学KJ法事件
平成14年7月16日 東京高裁第6民事部判決
平成14年（行ケ）第94号 審決取消請求事件

担当：弁理士 小谷 武

【1】当事者

- *原告（無効審判被請求人、商標権者）
株式会社アイテック（東京都中央区日本橋本町4-15-1）
- *被告（無効審判請求人）
川喜田 二郎（理学博士、東京工業大学教授）

【2】本件登録商標

- *商標： 野外科学KJ法
- *登録番号： 第3368883号
- *登録日： 平成10年2月13日
- *指定役務： 第41類：電子計算機ソフトウェアの使用法の教授

【3】適用条文： 商標法第4条1項7号

【4】事件の経緯

(1) 被告（無効審判請求人）：川喜田二郎について（審決の認定）

東京工業大学教授で理学博士である川喜田二郎博士は、文化人類学者として有名であり、長年の研究の結果、「KJ法」すなわち「発言内容をカード化し、類似点によって小グループに分け、さらに大きなグループにまとめあげて行き、問題の全体像を浮き彫りにする方法」を創案した。「KJ法」は「Kawakita Jiro」の頭文字から命名され、昭和40年（1965年）に決定された。

その後、「KJ法」を更に発展させるため「KJ法学会」が組織され、研究成果の発表会である学会が20回近く開催されている。

川喜田博士は、多数の「KJ法」に関する著作を発表し、これについて会田雄次、小松左京、梅原猛、大賀典雄、加藤寛、牧野昇氏らの日本を代表する文化人からの推薦文が寄せられている。

また川喜田博士は、従来の先人の書籍から得られた知識を整理、分析して体系化し、結論を導き出す「書齋科学」、そして実験によりその実証を行なう「実験科学」などの伝統的な学問研究方法が持つ欠点を補う方法として、「野外科学」すなわち野外での観察方法を通じてこれを科学的に分析して行く方法を提唱した。

そして、これら「KJ法」「野外科学」とも川喜田博士の創案にかかる語として広く知られている。

(2) 原告（商標権者、無効審判被請求人）：株式会社アイテックについて（HPより）

通信教育事業を営む株式会社アイテックは、1983年5月に設立された（株）情報処理技術者教育センターが1991年3月に名称変更したものであり、現在の資本金5億5600万円で、情報処理技術者受験教育の分野ではトップシェアを誇っている。現在の事業内容としては、通信教育業のほか、能力開発のための社員研修、講演会、講習会の開催、図書の出版、ソフトウェア開発などで、主な取引先としては、NTTデータ、NTTコムウェア、NEC、富士通ラーニング、日立ソフトウェアエンジニアリング、三菱電機などが挙げられている。

「KJ法」については、1997年（平成9年）8月に発想支援ソフト「ISOP-KJ法」を発売している。ここでは、「その名の通り、KJ法など、カードを使った図解作成に最適、特にカードのグルーピング機能に長けており、図形を作成しながら、ユーザーの発想を支援します」と説明している。

(3) 本件商標について

本件商標「野外科学KJ法」は、（株）アイテックにより、第41類「電子計算機ソフトウェアの使用法の教授」を指定役務として1994年（平成6年）7月26日に出願され、1998年（平成10年）2月13日に第3368883号として登録されている。

これに対して、川喜田博士が1999年（平成11年）12月7日に無効審判を請求し、2002年（平成14年）1月11日に無効審決が出されている。

(4) 無効審決の理由

「野外科学」「KJ法」が川喜田博士の創案であることを認め、被請求人(株)アイテック自身、「野外科学」「KJ法」が他人の創案、提唱に係るもので、学会で公開され、その専門家やこれを利用する者があることも本件商標の出願時及び査定時に十分認識していた。

従って、被請求人のみが、「野外科学」及び「KJ法」の文字(語)に類似する本件商標を出願し、その登録により排他的に使用することは信義則に反し、稹当を欠く。

本件商標をその指定役務に使用し、登録することは、「野外科学」及び「KJ法」の創案者である請求人、またKJ法学会の関係者、及びその利用者の利益を害し、このことは請求人の主張するように、剽窃的であって、社会一般の道徳観念に反し、公の秩序を害するものといわざるを得ない。

よって、本件商標の登録は、商標法第4条1項7号に該当する。

【5】 審決取消訴訟事件

原告主張の審決取消事由と被告の反論

(1) 取消事由1(「野外科学」及び「KJ法」を一般的用語としなかった誤り)について

①「野外科学」は、野外研究、野外観察、フィールドサイエンスなどの意味内容を有する一般的な語であり、被告によって提唱され、あるいは創案されたものではない。例えば、1969年に出版された京大人文科学研究所の梅棹忠夫氏の著書「知的生産の技術」中に「生物学や地質学などの野外科学(フィールドサイエンス)」という記述がある。

専修大学、宮城教育大学、玉川大学などの講座案内にも「野外科学」の語が使用されている。

インターネットでも「野外科学」に関する多数のサイトがある。

従って、「野外科学」の語は、何人も自由に使用し得る語であり、特定の個人、団体に独占して使用を許すべき用語ではない。

②「KJ法」は、1950年頃、当時国立大学の教授であった被告が提唱した解析法であり、その優れた着眼と論旨の展開、実践活動により、各方面の学会、研究者、実務界を通じて広く普及し、実践されている。

しかし、「KJ法」自体は、被告の全くの独創ではなく、京都大学では「紙切れ法」、梅棹忠夫氏の「知的生産の技術」では「京大型カード」として紹介されてきた方法の延長線上にあり、多様な内容、考え方を包含する総称的な概念である。

また現在では辞書などにも掲載される一般的な用語となっている。(小谷調べ：岩波「広辞苑」三省堂「大辞林」掲載なし、講談社「日本語大辞典」掲載あり)

インターネットでも多数のサイトがあり、「KJ法」は一般的な概念として理解され通用している。

このように、「KJ法」は、被告が提唱したものの、観察や整理の手法、課題解決方法として一般に普及し、広く定着している考え方の総称、学説の名称であり、このような普遍的な意味を持つに至った「KJ法」の語を、特定の個人や団体に独占させるべきではない。まして、被告が退官後に設立した研究所や関係団体が、特別な権利を有することなどあり得ない。被告の学問的業績は、公共の利益に資するものである。

③ 本件商標「野外科学KJ法」は一体不可分に構成されているのであり、「KJ法」と「OOKJ法」とは別のものであり、一般的な用語である「KJ法」の独占を図るものではない。

〔被告の反論〕

① 被告は、商標「野外科学とKJ法」を旧第26類と第9類で商標登録しているので、これらの語が一般名でないことは明らかである。

② 原告自身、「KJ法」を第9類で商標登録して居り、これを特定の個人や団体に独占させるべきではない一般用語である、との原告の主張と相反する。

③ 原告は、「KJ法」を平成6年11月11日に第41類で出願していることも原告の主張と反している。この出願は被告の登録第3132047号「KJ法本部/KR川喜田研究所」を理由に拒絶されていることも、「KJ法」が識別性を有することの証左である。

(2) 取消事由2(本件商標の出願、登録と信義則)について

① 審決では、原告は、「KJ法」が他人が創案提唱し、学会で公開され、その専門家や利用する者があることを出願時に十分に認識していながら、原告のみが本件商標を出願し、その登録を排他的に使用することは、信義則に反し、稹当を欠くと判断した。

「KJ法」は、解析法に関する学説の総称として一般に使用されて居り、「紙切れ法」「カード法」「京大型カード」などの用語と同じように、誰でもが自由に使用し、言及し得る一般的な用語である。さらに、経営や社会事象における課題解決法の一般的な名称として、古くから多数のものが自由に使用してきている用語である。

だから、原告は、「KJ法」を含む本件商標を創案し、採択したのであり、「KJ法」が一般的なものとして通用している以上、自己の使用が正当な使用であることを確実にするため、本件商標を出願し、登録した。

② 「KJ法」をコンピュータの世界で実現することは従来なく、原告は多大の開発費を費やして実践的なソフトウェアを開発し、その普及のための教育を行なうべく、本件商標を出願した。

原告は、基本商標として「I S O P」と称する日本語カード式データベースソフトウェアを開発し、そのサブブランドとして本件商標を使用し、「ソフトウェアの使用方法」について教育事業を行なっているが、このような事業は原告の独創にかかるところであり、他にはない。

原告は、何人も使用したことがない用語「野外科学KJ法」の商標を考え、採択して出願したのであり、審決のいうような剽窃的にされた出願ではない。

たとえ本件商標が登録されても、その指定役務について登録商標を使用すること自体が保護されるにすぎず、「野外科学」「KJ法」の学説自体を自由に処分しうるものでないし、原告が学説を実践することは、その創案者の尊厳を何ら害するものでない。

学説や考え方の名称は、公共の思想的財産として何人も利用し得るものであり、本件商標は、このような学説を含むがゆえに、自他商品・役務識別力を問われることはあっても、公序良俗の観点からの問題は全くない。

【被告の反論】

① 弁理士の調査報告書により、同一又は類似の商標が登録されていることを原告は知っていた。

② 原告とその代表者が、KJ法本部の川喜田研究所KJ法研修センターにおいて、昭和45年ころから「KJ法」に関する知識を教授する研修会を開催されていた事実を知っていたことから、本件商標の指定役務が第41類であっても、被告の行っていた役務と同一視できるので、これを黙って他人の登録商標と類似する本件商標を取得する行為は、正に公序良俗に反する。

③ 本件商標の指定役務は、被告が昭和45年以降行ってきた「KJ法」に関する「知識の教授」と混同するおそれがあるので、本件商標登録した行為は公序良俗に反する。

④ 他人の商標の存在を知り、原告が被告の登録商標「野外科学とKJ法」についてライセンス交渉をしていたことからすれば、原告の行為は信義則に反する。

(3) 取消事由3（商標法4条1項7号の解釈の誤り）について

① 「野外科学」「KJ法」は一般的であり、被告が提唱、創案したものであっても、これについて著作権法、不正競争防止法などで保護される独占権が生じることはない。

審決のこのような学説の「提唱」や「創案」について社会的な評価、人格権的な保護が与えられることはあり得るとしても、格別財産的な保護が与えられるというものではない。

商標の採択は、本来的に選択的行為であって、造語商標でない限り、すべて何らかの用語を自らの商標として採用するに過ぎない。

② 他人の商標の冒用は商標法4条1項7号に該当する、との判断が確立しているが、これが適用されるのは、基礎として、商標権、著作権、商号に関する権利、あるいは広く商品化権として保護されているような利益を伴う場合であって、これを審決のように、単なる学説、解析法の名称を、被告がこれを創案し、提唱したことを理由として剽窃的と認定したことは、従来認められてきた事例と相違し、同号の解釈と判断を誤った違法なものである。

【被告の反論】

① 原告の主張は、「KJ法」が一般用語であるとの前提に立ってのものであるが、「KJ法」は、識別性ある商標として原告が商標登録し、被告の商標「野外科学とKJ法」が登録されていることを原告が本件商標の登録前にその事実を知っていた以上、本件商標の登録は、正に冒用又は剽窃行為に該当する。

【6】判 決

(1) 取消事由1（「野外科学」及び「KJ法」を一般的用語としなかった誤り）について

① 「野外科学」は、被告が提唱してきたものであるが、それ以前に出版された梅棹忠夫著の「知的生産の技術」にも記載があるように、必ずしも被告の独創（創案）に係る言葉ではない。

「KJ法」は、1950年頃、当時国立大学の教授であった被告が提唱した解析法であり、わが国の学会、研究者、実務界で広く普及し、多数の学生、学者、実務家などによって展開されていることは、原告も認めている。

本件商標全体をみれば、被告が提唱してきた語を結合させたものであるから、被告が創案し、提唱してきたものと密接の関係を有するものと認識され、混同されることは明らかである。審決が、本件商標が全体として「野外に関する科学とKJ法」の意味合いにおいて「野外科学」及び「KJ法」と類似すると判断したことは、結論において正当である。

原告が主張するように、「野外科学」自体は、被告のみが使用している用語ではないが、本件商標は「野外科学KJ法」であり、その中の「KJ法」は、被告が創案し、提唱してきた解析法であり、しかも被告の頭文字を取ったものであるから、本件商標を全体としてみれば、被告が提唱してきた「野外科学」と「KJ法」を組み合わせた商標と認識されるので、「野外科学」のみを取り上げて、一般的な用語として自由に使用し得るとの原告の主張は理由がない。

② 「KJ法」は、課題解決の方法として一般に普及している考え方の名称、学説であって、特定の個人や団体に独占させるべきではないとの原告の主張は、原告自身本件商標を登録していることと矛盾している。

③ 「野外科学」「KJ法」とも被告により提唱された、これと関連の深いものであることを考えれば、これにより「KJ法」が使用できなくなる度合いは、決して小さくない。その意味で、本件商標が「KJ法」の語の独占を図るものであることは否定の使用がない。

(2) 取消事由2 (本件商標の出願、登録と信義則) について

① 「KJ法」は被告が提唱し、発展に被告が貢献してきたことを原告も認めている。1997年に被告はKJ法学会を設立し、原告代表者も賛同者の一人としてその運営に協力してきた。KJ法学会における多数の賛同者の協力と研究者の発表等を通じて、KJ法が様々な分野で利用され普及して言ったことなどの事実を知りながら、原告は、第41類を指定役務として本件商標を登録し、第三者の使用を排斥することは、被告及びKJ法学会の関係者及びこれを利用するものの利益を害するものであり、剽窃的であって、信義則に反する。

② 本件商標を商標登録することは、これを排他的に使用することができることを意味し、「野外科学」やこれと類似する語は、被告及びKJ法学会の関係者等によって利用される見込みの大きい語なので、原告がこれを登録することは、これらの者の利益を害するものであり、「KJ法」が本来何人も自由に使用できるものであるとの原告の主張と矛盾する。

③ 原告は、KJ法あるいはKJ法的解析をコンピュータの世界で実現することは従来なく、原告は多大の開発費を費やしてソフトウェアを開発し、その普及のため本件商標を出願し登録したと主張する。

しかし、KJ法は、当初野外調査研究の分野において用いられていたものであるが、現在では様々な分野に普及している以上、コンピュータの分野で使用することは十分に予想されたものである。

④ 原告は、審決の論理によれば、「KJ法」のみならず「野外科学」を含む用語の使用は、すべて被告の同意を要することになると主張するが、審決では、本件商標の登録が、被告のみならず、KJ法学会等の関係者及びその利用者の利益を害すると述べているのであり、審決の論理によっても、被告のみが自由に使用できることになるわけではない。

(3) 取消事由3 (商標法4条1項7号の解釈の誤り) について

① 商標法4条1項7号の解釈中「当該商標を指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、あるいは社会の一般的道徳に反するような商標」には、登録商標を排他的に使用することが、当該商標を成す用語につき当該出願人よりも密接な関係を有する者等の利益を害し、剽窃的行為であると評することのできる場合も含まれる。

「野外科学」は被告が提唱し、「KJ法」は被告が創案して提唱し、その後KJ法学会等で多数の賛同者、研究者の協力を得て普及し、広く認識されている語であるので、これらを組み合わせた本件商標を原告が登録し、これを排他的に使用することは、被告及びKJ法学会関係者と利用者の利益を害し、剽窃的行為であるので、原告が本件商標の登録を受ける行為は、社会の一般的道徳観念に反し、公序良俗に反するものである。

② 「KJ法」は、被告及びKJ法学会関係者の努力により普及し広く使用されるに至ったのであるから、このKJ法を特定の役務あるいは商品に使用した場合、顧客吸引力及び宣伝広告機能を有するようになることは容易に推認されるので、これをもって、単なる学説、解析法の名称にすぎないということはいえない。

【検討】

(1) 学説、解法の名称の商標としての位置付け。学説を用いたことを表示することと、商標として使用することの違い。指定商品／役務との関係。

(2) 色々な「OOKJ法」が商標として採用されることの是非。

(3) 公序良俗違反のほかに、顕著性なしで無効を主張することの是非。

(4) 被告の役務と混同を生ずる（§4-1-16）適用の可能性。

(5) (株)アイテック所有のその他の登録商標「KJ法」「創造性開発KJ法」などの無効の可能性。

(6) 全く異なる分野（クラス、たとえば第25類被服や第29類加工食品）についての登録の可能性。

(7) 商標法第4条1項19号「著名商標の保護」の適用の可否。

【登録番号】 第3370639号
 【登録日】 平成10年(1998)10月30日
 【公告番号】 平8-95882
 【公告日】 平成8年(1996)8月23日
 【出願番号】 商願平6-75577
 【出願日】 平成6年(1994)7月26日

【権利者】
 【氏名又は名称】 株式会社アイテック
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町4丁目15番1号
 【異議申立人】
 【氏名又は名称】 川喜田 二郎
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6丁目14番6号

(612)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 9 電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)

野外科学KJ法

【登録番号】 第3364957号
 【登録日】 平成9年(1997)10月31日
 【公告番号】 平9-27710
 【公告日】 平成9年(1997)4月2日
 【出願番号】 商願平6-114441
 【出願日】 平成6年(1994)11月11日
 【氏名又は名称】 株式会社アイテック
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町4丁目15番1号

(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 9 電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)

KJ法

【登録番号】 第2611465号
 【登録日】 平成5年(1993)12月24日
 【公告番号】 平5-33557
 【公告日】 平成5年(1993)3月29日
 【出願番号】 商願平3-43012
 【出願日】 平成3年(1991)4月26日
 【氏名又は名称】 株式会社アイテック
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町4丁目15番1号
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 26 雑誌、新聞

創造性開発KJ法

項番	出願/書換/登録番号	商標(検索用)
4	登録2474034	【図有】
2	登録2550121	情報処理技術者教育センター
3	登録2609379	インソップ法
4	登録2611465	創造性開発KJ法
5	登録2650328	アイテック
6	登録2668660	ITEC
7	登録2740005	アイテックシステム
8	登録3044005	デザイン・DAYSGENE
9	登録3047310	SOP
10	登録3052677	§ ISOP
11	登録3106070	【図有】
12	登録3143185	ITEC
13	登録3354957	KJ法
14	登録3368883	野外科学KJ法
15	登録3370639	野外科学KJ法

【本件商標】

【登録番号】 第3368883号
 【登録日】 平成10年(1998)2月13日
 【公告番号】 平9-34301
 【公告日】 平成9年(1997)4月23日
 【出願番号】 商願平6-75578
 【出願日】 平成6年(1994)7月26日
 【存続期間満了日】 平成20年(2008)2月13日
 【分納満了日】 平成15年(2003)2月13日
 【拒絶査定送付日】
 【最終処分日】 平成14年(2002)7月31日
 【最終処分種別】 登録後の本権利抹消(無効審判の確定)
 【権利者】
 【氏名又は名称】 株式会社アイテック
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番10号

【審判番号】 平11-35732
 【審判種別】 全部無効
 【審判請求日】 平成11年(1999)12月7日
 【出訴・上告区分】 出訴
 【出訴・上告番号】 出訴平14-85
 【出訴・上告日】 平成14年(2002)2月20日
 【出訴・上告区分】 出訴
 【出訴・上告番号】 出訴平14-94
 【出訴・上告日】 平成14年(2002)2月21日

(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 41 電子計算機ソフトウェアの使用方法的教授

野外科学KJ法

【登録番号】 第4267208号
 【登録日】 平成11年(1999)4月30日
 【登録公報発行日】 平成11年(1999)7月2日
 【出願番号】 商願平9-176520
 【出願日】 平成9年(1997)11月17日
 【氏名又は名称】 株式会社アイテック
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町4丁目15番1号
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 9 電気通信機械器具、レコード、電子応用機械器具及びその部品
 41 電子計算機に関する知識の教授、その他の技芸・スポーツ又は知識の教授、レコード又は録音済みの磁気テープの貸与、録音済みの磁気テープの貸与、録音済みのコンパクトディスクの貸与

創造性開発KJ法

16. 登録4093518	ojipaso
17. 登録4159100	ojipaso.
18. 登録4159101	OjiPaso
19. 登録4245103	七つ道具\ナナツドウグ
20. 登録4267208	創造性開発KJ法
21. 登録4392958	バーチャル合格塾
22. 登録4453023	e-Based Learning
23. 登録4467494	バーチャル合格塾
24. 登録4497220	午前に出る情報技術
25. 登録4497221	読むIT
26. 登録4497286	超発想法
27. 登録4551795	ピーシー房
28. 登録4578691	問題解決七つ道具
29. 登録4602972	クータイ充電ジャー
30. 商願平11-107626	ワールドワイドマルチAG子データ
31. 商願平11-111286	e-College

【被告商標】

(2)

【登録番号】 第2540396号
 【登録日】 平成5年(1993)5月31日
 【公告番号】 平4-92786
 【公告日】 平成4年(1992)8月10日
 【出願番号】 商願平2-87690
 【出願日】 平成2年(1990)8月1日
 【氏名又は名称】 川喜田二郎
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6丁目14番6号
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 26 新聞、雑誌

【登録番号】 第3132047号
 【登録日】 平成8年(1996)3月29日
 【公告番号】 平7-53607
 【公告日】 平成7年(1995)5月2日
 【出願番号】 商願平4-249475
 【出願日】 平成4年(1992)9月30日
 【氏名又は名称】 株式会社川喜田研究所
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6-14-6
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 41 情報整理の方法・創造性開発の方法の教授

野外科学とKJ法

【登録番号】 第3319711号
 【登録日】 平成9年(1997)6月6日
 【公告番号】 平8-138661
 【公告日】 平成8年(1996)11月29日
 【出願番号】 商願平6-110761
 【出願日】 平成6年(1994)11月2日
 【氏名又は名称】 川喜田二郎
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6丁目14番6号
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 9 電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)



野外科学とKJ法

【登録番号】 第4629186号
 【登録日】 平成14年(2002)12月13日
 【出願番号】 商願平6-110752
 【出願日】 平成6年(1994)11月2日
 【氏名又は名称】 川喜田二郎
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6丁目14番6号
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 41 電子計算機ソフトウェアの使用法の教授

【登録番号】 第4376494号
 【登録日】 平成12年(2000)4月14日
 【登録公報発行日】 平成12年(2000)5月23日
 【出願番号】 商願平11-19899
 【出願日】 平成11年(1999)3月9日

【商標(検索用)】 本流KJ法
 【標準文字商標】 本流KJ法
 【称呼】 ホンリユーケイジエイホー, モトリユーケイジエイホー, ホンリユーケイジエイ, モトリユーケイジエイ, ホンリユー, モトリユー

【図形ターム】
 【権利者】
 【氏名又は名称】 株式会社川喜田研究所
 【住所又は居所】 東京都目黒区碑文谷6-14-6

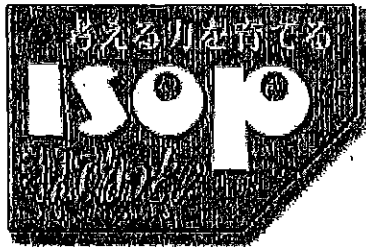
野外科学とKJ法

(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
 9 電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ、録画済みビデオディスク及びビデオテープ

項番 出願/書換/登録番号 国内登録

商標(検索用)

- | | |
|---------------|--|
| 1. 登録1459760 | 【図有】 |
| 2. 登録1511494 | 衆目評価法無記名型 |
| 3. 登録1556164 | KJ_DC |
| 4. 登録1701744 | 【図有】 |
| 5. 登録2540396 | 野外科学とKJ法 |
| 6. 登録2707981 | KJ手帳 |
| 7. 登録3099122 | タッチネットイング |
| 8. 登録3113487 | パルス討論 |
| 9. 登録3113488 | 点メモ |
| 10. 登録3113489 | 分担統合法 |
| 11. 登録3113490 | 多段ピックアップ |
| 12. 登録3116679 | 大量ラベル統合法 |
| 13. 登録3122549 | 探検ネット |
| 14. 登録3124945 | 衆目評価法記名型 |
| 15. 登録3132047 | KJ法本部\KRI川喜田研究所\KAWAKITARESE ARCHINSTITUTE |
| 16. 登録3319711 | 野外科学とKJ法 |
| 17. 登録4376494 | 本流KJ法 |
| 18. 登録4376495 | 創始者川喜田二郎 |
| 19. 登録4629186 | 野外科学とKJ法 |



ISOPは、あなたのベストツールになるかもしれない。

会社概要 リンク集 サイトマップ HOME

ISOP

問題解決シリーズ

(下記商品の直販は完売しました。ありがとうございました。)

～これらの後継商品は「ISOP超発想法 ver3.0」です～

(3)

活用事例
△青くてねっと

活用事例

△小中学校

△高校

△大学

△社会人

みんなのページ

△みんなの頁

商品ご紹介

△商品案内

△使用方法

△主な仕様

△動作環境

△カタログ

△お問合せ

△サポート

△お申込み

ISOP-KJ法 Version 1.0

価格:¥12,000(税別)



《特徴》

その名の通り、KJ法など、カードを使った図解作成に最適です。特にカードのグルーピング機能に長けており、図解を作成しながら、ユーザーの発想を支援します。

《利用事例》

プランナーの企画・実行、各種現場の研修、住民参加型のまちづくり、最適な作業日程管理。

ただいま、ダウンロード販売 ご案内中!

問題解決七つ道具 Version 1.0

価格:¥36,000(税別)



《特徴》

企画・計画に最適な七種類の図法を選定し、これらの図法を誰にでも簡単に、きれいに描けるように開発されました。

《利用事例》

知的生産性向上、管理者・スタッフの言語情報処理、顧客ニーズの分析・解析、TQM推進活動(QCサークル活動)。

ISOP Version 2.1

価格:¥19,800(税別)



《特徴》

良いアイデアをできるだけ早くまとめたり、書き出しにくい長い文章を書く時の骨組みを作成したり、人間の思考活動を支援します。

《利用事例》

アンケート整理、アイデアの保存・整理、企画書などの作成、論文、記事、手記などの作成。

必要システム構成 (Version 3.0については詳細説明をご覧ください)

■オペレーティングシステム Microsoft Windows 98, Windows 95, Windows 3.1, Windows NT 4.0, Windows NT 3.51

■コンピュータ 上記オペレーティングシステムが動作可能で Pentium 75MHz 以上のプロセッサを搭載したパーソナルコンピュータ

■メモリ 16MB 以上 (推奨 32MB 以上)

■ハードディスク 30MB 以上の空き容量が必要

■マウス Windows で使用可能なマウス

■プリンタ Windows で使用可能なプリンタ

アイテック

Copyright(C)2001 by ITEC Inc. All Rights Reserved

創始者川喜田二郎の本流のKJ法

リニューアルされた 簡標登録®

KJ法 研修コース

(4)

平成14年度ご案内

THE KJ METHOD TRAINING COURSE

異質の交流に掉さず
混沌たる情報からいかに発想・企画するか
KJ法こそあなたの力となる

文化人類学者の川喜田二郎が
ネパール探検による膨大なデータをまとめることから考え出した
情報整理と発想のための方法
この思想をもった創造性開発技法は
創始者のイニシャルをとってKJ法と命名された

KJ法本部では、各社人事、研修担当の方や新製品開発等
企画立案やお困りの問題など無料でコンサルティング
を御受けしておりますのでお気軽に御相談下さい
出張もいたします

KJ法®本部・川喜田研究所

KAWAKITA RESEARCH INSTITUTE (KRI)
〒152-0003 東京都目黒区碑文谷6-14-5
TEL: 03-5704-3111 (代)
FAX: 03-5704-3112

おすすめ

1/1 ページ

KJ法の最も優れた研修体系がここにあります。

解体の時代が始まっている。
大自然とは無関係に文明がつつ走りはじめた。民衆とは無関係に政治が躍る。社会的責任と無関係に企業が利潤を追求する。現実の要請と無関係に学問が空転する。人と人の心が通わず、家庭や自分の心までもが空しい。こうした潮流が、静かにしかし確実に、深く広く流れつつある。

KJ法は、このような解体と戦い、逆に創造を通して、いのちの燃焼と連帯をこの世に生みだそうとするのである。

とりわけ、複雑な生活現場から生の定性的情報を汲み上げ、天下りではなく下から上へ情報をして語らしめ、創造的に総合する科学的方法は、今までにKJ法しかない。更に最近のパーソナルコンピュータの急激な普及が、KJ法作業の能率化を日毎に改善しつつあり、この両者の結合が、今後「情報リテラシー」として万人必須の身だしなみになる兆候が歴然と見えてきた。

KJ法のこの使命を想う時、私は身のひきしまる思いがする。

そのためには、KJ法を磨きあげ、国際社会にまで正しく普及する、本流を築かねばならないと決意している。KJ法は一見些やかにみえる実技体系である。それゆえ、世界中の誰もが関わり、使うことができる。ここにKJ法が人類にとって、重大な役割を演じ得るひとつの基盤がある。けれども、それが十分に血肉となって、偉力を発揮するには並々ならぬ修練を要する。そのために、最もすなおに、悪いくせのつかない研修体系が創りだされてきた。

そのためにまた、この使命を無視し、私利私欲のため誤った研修で弊害を流さないために、知的所有権を明確にしている。

川喜田研究所のこの研修コースを通じて、万人がすなおなKJ法の道に入ることを、私は確信をもっておすすめする。

KJ法創始者
川喜田研究所理事長
東京工業大学名誉教授
理学博士
川喜田二郎

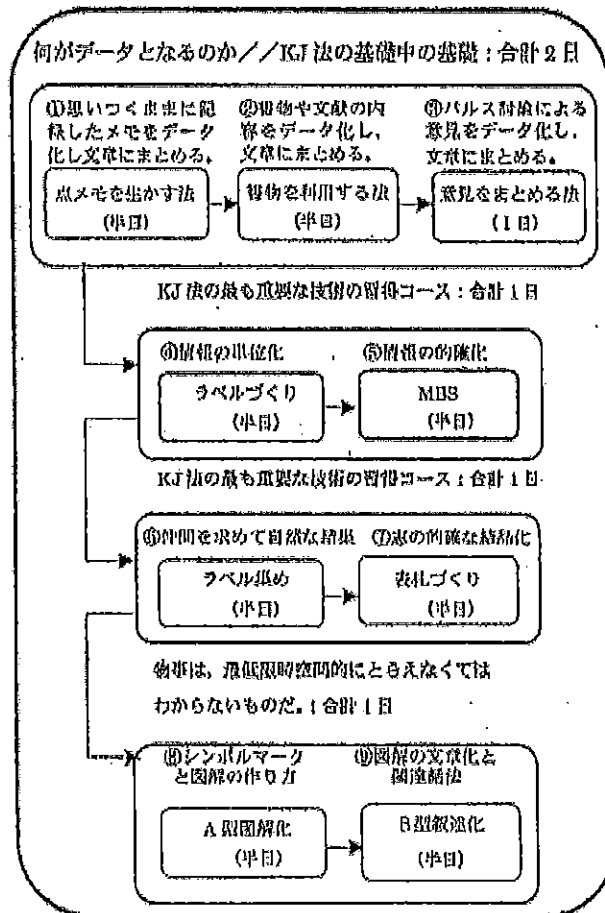
本物のKJ法にはこんな効果があります。

<p>KJ法は独創力を育てる方法</p> <p>独創的な仕事をするためには、まず営々と努力して、数多くの断片を集めなければならぬ。しかし、断片の単なる集団が独創ではない。独創は最低限意味のある断片の集合でなければならない。断片からこのような意味のある集合を作る方法の中でも最もすぐれているのは、川喜田二郎さんが開発されたKJ法である。</p> <p style="text-align: right;">東京大学名誉教授 竹内均</p>	<p>企業成功のカギをにぎるKJ法</p> <p>企業成功のカギは(1)イノベーション(2)生産技術(3)設計投資にある。そのうち(2)(3)による生産性向上は国際的にも抜群の成果を挙げることができた。さらに(1)イノベーション成功のカギとしてわたしの長い経験から川喜田先生のKJ法を自信をもってお勧めする。</p> <p style="text-align: right;">オムロン株式会社元会長 立石一真</p>	
<p>KJ法は世界に誇れる文化</p> <p>日本人は思想をもった方法を生まなかつたとある外国人観察者が洩らしていた。残念ながらこの人はKJ法に昏かった。KJ法について知っていたなら、これほど安易にお決まり文句を口にしなかつたに違いない。思想と方法とがここにはみごとに二つながらある。</p> <p style="text-align: right;">同時通訳者 元参議院議員 国弘正雄</p>	<p>KJ法による新しいマーケティング</p> <p>現場からのデータを語らしめることで、有望な仮説を見だし、客の真のニーズを商品開発に的中させた。</p> <p style="text-align: right;">第10回KJ法学会発表より 花王株式会社元会長 佐川幸三郎</p>	
<p>国家試験全員合格</p> <p>一回生より看護学習にKJ法を導入、集中力抜群、国家試験全員合格、見事に自己学習能力を啓発しました。</p> <p style="text-align: right;">神奈川県立看護教育大学校 附属看護専門学校元看護科長 宇津木喜久江</p>	<p>コミュニティー作りに役立つ</p> <p>KJ法は、まちづくりやコミュニティー形成の新しい方向を示してくれる技法であり、自治体に役立つ。</p> <p style="text-align: right;">(元)名古屋市昭和社會教育センター 安江利二</p>	
<p>特許開発がスピードアップ</p> <p>工場内で設計図を使ってKJ法を行い、スピードアップで特許がとれる製品が続々と開発された。KJ法の威力を実感。</p> <p style="text-align: right;">(元)三菱樹脂(株)理事 技術本部長 青木貞巳</p>	<p>診断シートで世論調査</p> <p>1995年「住民の声による地域診断システム」の実施が始まる。</p> <p style="text-align: right;">KJ法創始者 川喜田二郎</p>	
<p>登校拒否児が立ち直った</p> <p>KJ法で登校拒否生徒の内面に立ち入り、生徒自身の力で新しい行為をおこすところまで導くことができる。</p> <p style="text-align: right;">静岡市立安倍川中学校長 新田実</p>	<p>KJ法で精神療法</p> <p>心身症が治る。KJ法はいのちに働きかけ、心身の機能を活性化し神経症・心身症の治療に著効がある。</p> <p style="text-align: right;">淑徳大学教授 丸山晋</p>	
<p>KJ法で売上げが倍増した</p> <p>KJ法は私の様な店主でも分り易く理解でき、便利な発想法です。</p> <p style="text-align: right;">(株)ミヨシヤ酒店 専務取締役 近藤喜十郎</p>	<p>創造的・総合的に知識の習得</p> <p>前途の繁雑な知識をKJ法で整理、探検、評価的をしぼる。そして創造的・総合的に一気に習得。</p> <p style="text-align: right;">水産庁遠洋水産研究所 永延幹男</p>	<p>自己確立ができる</p> <p>KJ法は、仏教が説く人間形成への道を実生活の中で示してくれる。</p> <p style="text-align: right;">妙永山本能寺住職 桐谷征一</p>

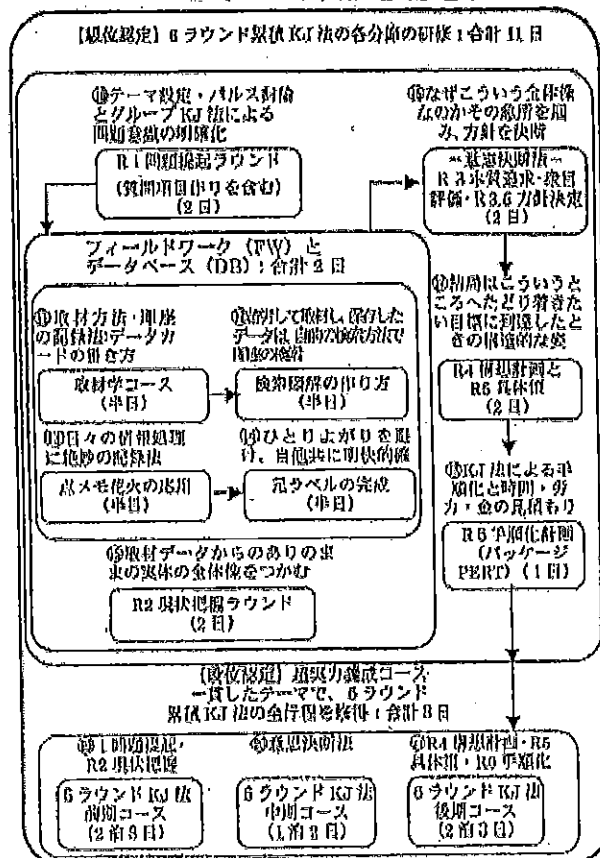
研修コース(1~21)と望ましい受講手順

下記の図解番号順に、あるいは矢印に従って学ばれると効果的です。

KJ法の基礎技術習得のために: 合計5日



【段位・級位認定】—仕事を達成するために(6ラウンド累積KJ法)



研修コース参加要領

参加資格

KJ法に関心のある方ならどなたでも参加できます。

申込み方法

オンライン参加申込みに必要事項を入力をうえ、ご送信ください。

折り返し手続き書類を郵送いたします。

※ご入金は、研修日10日前までにお振込ください。お申込み後に出席できなくなった場合は、代理の方の出席をお願いいたします。万一欠席の場合は、受講料の払い戻しはいたしません。

会場

●KJ法本部・川喜田研究所 KJ法研修センター(東京)

交通機関

JR山手線渋谷から、または横浜駅から東急東横線にて学芸大学下車徒歩9分 地図

●関西研修所

所在地:京都市左京区下鴨宮崎町168

交通機関

京都駅から地下鉄鞍馬口駅下車徒歩10分

京阪電車出町柳駅下車徒歩9分

市バス北大路行、下鴨神社前下車4分

▼お問い合わせは、全てKJ法本部・川喜田研究所(東京)までお願いします。

その他

■研修をご希望の方が3名以上になった場合には、指定日以外でもご希望の日程に添えるようにいたします。委細はご相談ください。(東京研修及び関西研修も同様です。)

■事前準備

時間に余裕のある方は、次の図書を読まれることをおすすめいたします。

「KJ法—渾沌をして語らしめる」中央公論社

「発想法」(正・続)中公新書

「創造と伝統」祥伝社

「野生の復興」祥伝社



(c)KJ法の印刷物等には著作権があり、複製(コピー)はできません。

研修費・平成14年度研修コース日程とKJ法受講先一覧

研修費

研修コース	研修費(消費税別)	KJ友の会・技術使用料
1コース	18,800円	KJ友の会にご入会いただきます。 入会金3,000円 友の会費(年額)10,000円 (いずれも消費税別)
2コース	18,800円	
3コース(2コース分)	40,000円(1日コース)	●研修3コースから KJ法技術使用料 (知的所有権料) 1コースに付12,500円 (5年間使用可能)が加算されます。 (いずれも消費税別)
4コース	20,000円	
5コース	20,000円	
6コース	20,000円	
7コース	25,000円	
8コース	20,000円	
9コース	20,000円	
10コース(4コース分)	84,000円(2日間コース)	
11コース	21,000円	
12コース	21,000円	
13コース	21,000円	
14コース	21,000円	
15コース(4コース分)	84,000円(2日間コース)	
16コース(4コース分)	98,000円(2日間コース)	
17コース(4コース分)	84,000円(2日間コース)	
18コース(2コース分)	42,000円(1日コース)	

研修コース日程

平成14年4月～6月の日程

平成14年7月～9月の日程

平成14年10月～12月の日程

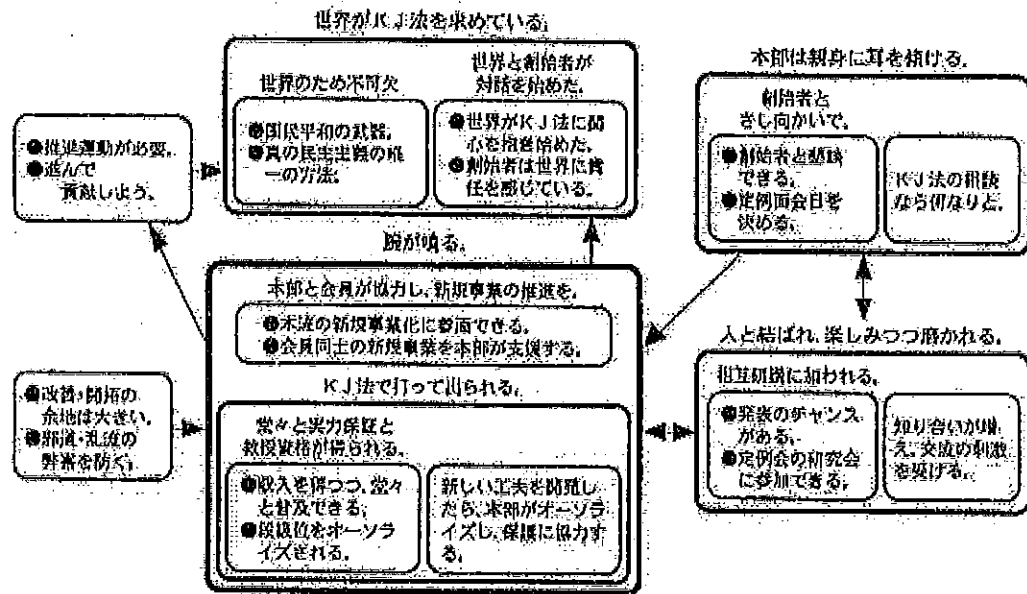
平成15年1月～3月の日程

KJ法受講先一覧(一部)

旭化成工業	旭光学工業	足利銀行	味の素	朝日新聞	朝日放送	アルプス電気
青森明の星高校	石川島播磨重工業	岩手放送	伊藤忠商事	イチビキ	出光興産	岩崎通信機
エスピー食品	荏原製作所	英国屋	NTT	大阪市役所	大林組	王子製紙
花王	角栄建設	鹿児島銀行	鹿島建設	鐘紡	鐘淵化学工業	川崎製鉄
関東自動車工業	キッコーマン	キャノン	キリンビール	群馬銀行	公文教育研究会	興銀
情報開発センター	航空自衛隊	講談社	埼玉県庁	サントリー	静岡県庁	清水建設
昭和シェル石油	新日本製鐵	住友海上火災保険	住友金属工業	住友信託銀行	住友電気工業	西友
千秋薬品	西武百貨店	総合ビル管理	第一生命保険	大正海上火災保険	高島屋	武田薬品工業
田辺製薬	中国電力	千葉銀行	中部電力	千代田化工建設	通産省	帝人
電通	東急不動産	東芝	東京証券取引所	東京重機工業	東京都庁	東洋通信機
栃木県庁	凸版印刷	飛鳥建設	トヨタ自動車	東京オフィス80	東京電力	東洋エンジニアリング
長崎屋	日産自動車	日商岩井	日清製粉	日建設計	日本IMB	日本看護協会
日本銀行	日本航空	日本興業銀行	日本交通公社	日本水産	日本設計事務所	日本たばこ産業
日本電気	日揮	日本ユニバック	日光ケミカルズ	農林省	農林中央金庫	野村総合研究所
パイオニア	博報堂	日立製作所	富士銀行	富士写真フイルム	富士通	芙蓉情報センター
富士ゼロックス	ポラ化粧品本舗	松下電器産業	ミサワホーム	さくら銀行	三井物産	三菱銀行
三菱重工業	三菱樹脂	明治製菓	モービル石油	ヤナセ	山之内製菓	リコー

「KJ法友の会」入会のご案内

入会をご希望の方は「KJ法友の会」入会申込書に必要事項を入力をうえ、ご送信ください。折り返し入会書類を



郵送いたします。

会員の主な特典

1. KJ法本部・川喜田研究所が主催する、段位・級位認定コースを受講できます
2. KJ法に関するご質問・ご相談に優先的に応じます。お気軽にお問い合わせください。
3. KJ法友の会の会報「積乱雲」(年3回)が配布され、KJ法に関する最新情報が提供されます。
4. 会員の相互交流、KJ法の実践例の紹介、創始者とじかに語らえる場である「KJ法経験交流会」(毎年3回開催)に参加できます。この会でご自分のKJ法作品を発表でき、良い作品はKJ法本部に登録されます。
5. ~~KJ法学会に参加できません。~~ 毎年1回秋に開催されています。
6. KJ法学会の紀要「KJ法研究」が購入でき、KJ法に関する研究成果を知ることができます。KJ法学会は日本学術会議に登録されており、本年度で22回の実績があります。
7. 会員による研究会や広場に参加できます。
8. KJ法専用に開発された「KJラベル」を会員価格(1冊2割引)にて購入できます。KJ法の指導テキスト「KJ法入門」を購入できます。ただし、下記の(1)(2)(3)の会員に限ります。

入会金と年会費

- (1)個人一般会員: 入会金3,000円、年会費10,000円(消費税別)
- (2)法人・団体会員: 組織内でKJ法を普及する場合
- (3)賛助会員: 収益を得ないでKJ法を普及する方(学校関係、ボランティア関係の方)
- (4)コンサルタント会員: 収益を得てKJ法を普及する方及びコンサルティングにKJ法を活用している方

KJ法の著作権と商標権

- KJ法の著作物には著作権、KJ法及びその内部システムの名称には商標権が確立しております。収益を得るためにKJ法を使用する場合は、KJ法コンサルタント会員にご加入のうえで、行ってください。未加入で行なわれますと、法的問題が生じますのでご注意ください。